

# 健康づくりの第一歩

# 健康診査を受けよう

【問い合わせ】  
国民健康保険の人は  
市市民課国保年金係（☎22・2111内線231）  
後期高齢者医療制度の人は  
市市民課医療給付係（☎22・2111内線229）  
生活保護受給者は  
市健康推進課保健予防係（☎22・0179）

7月14日(月)から「特定健康診査」と「後期高齢者医療制度健康診査」が始まりました。市は、「釜石市国民健康保険加入者」と「後期高齢者医療制度加入者」の健康診査対象者全員に、6月下旬から案内を郵送しています。健診日時、会場を確認の上、受診してください。

健康診査は病気の早期発見・早期治療につながります。年に一度の健診で、自分の健康状態を確認しましょう。  
※指定された会場で受診できない場合は、健診日程を確認の上、都合の良いときに受診してください。  
※本年度は岩手医科大学の「いわて東北メディカル・メガバンク機構」が、健診会場で健康調査（対象：75歳未満で後期高齢者以外の人）を行います。ぜひご協力いただき、健康づくりにお役立てください。

◎特定健康診査とは  
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診です。対象者は40～74歳（後期高齢者医療制度加入者を除く）となります。なお、健診結果によっては、特定健康指導の対象となります。

受診する時の持ち物  
①健康保険証 ②健康診断受診票（後期高齢者医療制度加入者は受診券と質問票） ③健診料  
※忘れると健診を受けられない場合があります。  
※②は健康診査の案内と一緒に郵送しています。事前に記入の上、持参してください。

健診料  
①国民健康保険加入者……………1,000円  
②後期高齢者医療制度加入者……………600円  
③生活保護受給者……………無料



健診項目  
・問診  
・身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）  
・尿検査  
・血圧測定  
・血液検査（脂質検査、肝機能検査、血糖検査）  
・医師が必要と認めた場合に実施する検査項目（貧血検査、眼底検査、心電図検査）  
※後期高齢者医療制度の人は、腹囲測定、貧血検査、眼底検査、心電図検査はありません。  
※被用者保険（全国健康保険協会や共済組合など）の被扶養者の健診については、加入している医療保険者へお問い合わせください。

職場で健診を受けた人は健診結果の提出にご協力ください  
国民健康保険に加入している40歳以上の人で、本年4月以降に職場の健診を受診した人は、健診結果の提出にご協力ください。健診結果を市に提出すると、特定健康診査を受診する必要がなくなります。

## 【希望者は次の検査項目を受診できます】

検査料を忘れずに持参してください。（ ）に表示した料金は、健診を受けずこれらの検査のみを受診する場合の金額です。

- 前立腺がん検査  
■検査料…1,600円（2,400円）  
■対象…50歳以上の男性
- 肝炎ウイルス検査  
■検査料…1,000円（1,200円）  
■対象…過去に検査を受けたことがない方  
※本年度中に40歳になる人には肝炎無料検診受診券（はがき）を個人あてで郵送しています。
- 心電図検査  
■検査料…1,000円  
■対象…後期高齢者医療制度加入者および被用者保険の被扶養者  
※心電図検査のみを受診することはできません。

問い合わせ 市健康推進課保健予防係（☎22-0179）

## 健康診査の日程と会場（7月16日以降）

※受付時間はいずれの日も9時～11時・13時～15時

日時	会場
7月16日(水)・17日(木)	長内集会所
7月18日(金)	栗橋地区基幹集落センター
7月23日(水)	橋野ふれあいセンター
7月24日(木)・25日(金)	甲子小学校体育館
7月27日(日)	保健福祉センター9階
7月28日(月)・29日(火)	甲子小学校体育館
7月30日(水)～8月1日(金)	双葉小学校体育館
8月4日(月)～8日(金)	小佐野小学校体育館
8月18日(月)～19日(火)	平田小学校体育館
8月20日(水)～29日(金) (8月23日(土)、26日(火)は除く)	シープラザ釜石2階

# 更新します

- ①国保高齢受給者証
- ②後期高齢者医療被保険者証
- ③医療費受給者証

対象  
70歳以上75歳未満の  
国保加入者

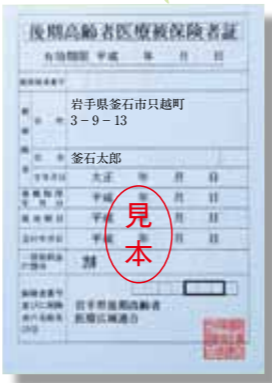


高齢受給者証には、医療機関で支払う一部負担金の割合が記載されています。その割合は、前年の所得と世帯状況により毎年判定しており、今回送付する新しい高齢受給者証には、所得状況・年齢により「2割（特例措置により1割）」・「2割」・「3割」のいずれかが表示されています。新しい受給者証は7月下旬に郵送します。

問い合わせ 市市民課国保年金係（内線222）

## ②後期高齢者医療被保険者証

対象  
75歳以上の人と65歳以上で一定の障がいがある人



後期高齢者医療被保険者証には、一部負担金の割合（1割または3割）が記載されています。その割合は前年の所得と世帯状況により毎年判定します。本年度も新たに判定を行い、8月1日から適用します。  
新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。  
なお、3割負担となった人のうち、申請で1割負担となる人には案内を送りますので手続きしてください。

★後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証も更新します  
後期高齢者医療被保険者証の負担割合が1割となった人で、市民税非課税の世帯の人には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。対象者は、病院で支払う一部負担金や入院中の食事代金が安くなります。市民税の課税状況で判定し、該当する人に案内を送りますので手続きしてください。

※継続して該当する人には新しい認定証を送りますので、手続きは不要です。  
★後期高齢者医療保険料について  
本年度の保険料は、前年中の所得を基に計算します。保険料は個人ごとに決まります。保険料の基準（保険料率）は2年ごとに見直し、県内均一です。本年度の保険料率は左のとおりです。  
保険料（限度額57万円）÷均等割額（3万8000円）＋所得割額（基礎控除後の総所得金額等×7.36%）  
※保険料は、世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じて軽減されます。

問い合わせ 市市民課医療給付係（内線226）

## ③医療費受給者証

対象  
各医療制度の対象世帯で、所得が限度額内の人  
(乳幼児医療は所得制限なし)



本年度対象となった人にも、医療費受給者証と医療費受給者証交付（更新）申請書を7月下旬に郵送します。申請書の記載内容に変更がある場合は市に届け出てください。変更がない場合は届け出不要です。  
所得・受給資格が確認できない人には案内を送りますので、必要書類を持参し手続きしてください。所得要件などで対象外となる場合は、対象外となった初年度のみ通知します。

※対象の医療制度

- ・乳幼児医療
- ・小学生医療
- ・ひとり親家庭医療
- ・重度心身障がい者医療
- ・身体障がい者3級医療
- ・就学前心身障がい児医療

問い合わせ 市民課医療給付係（内線139）

### 不審な電話にご注意

全国で還付金詐欺の不審電話が多発しています。市から電話で口座番号や携帯電話番号を聞き、銀行などで金銭の引き出しをお願いすることはありません。不審に感じたら市にお知らせください。